千葉県立野田看護専門学校管理規則の改正 (案) の概要

1 改正理由

少子高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムの構築、人口及び疾病構造の変化に 応じた適切な医療提供体制の整備が必要とされるなか、看護職員の就業場所は、医療機関 に限らず在宅や施設等へ拡がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・ 医療・福祉を提供することが期待されています。こうした中、厚生労働省、文部科学省に おいて現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内 容と方法について検討が重ねられました。令和2年10月に保健師助産師看護師学校養成所 指定規則の一部を改正する省令が公布されたことを踏まえ、千葉県立野田看護専門学校看 護学科における教育内容の充実を図るため、教育課程を定めている本規則の別表の改正を 検討しています。

2 改正の概要

看護師学校養成所教育課程の見直し 別添「別表新旧対照表」参照

3 施行予定日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。